

第5次 柳井市行政改革大綱（案）

令和7年度～令和11年度（5か年計画）

策定／令和7年（2025年） 月



柳井市総合政策部政策企画課

第 1 章

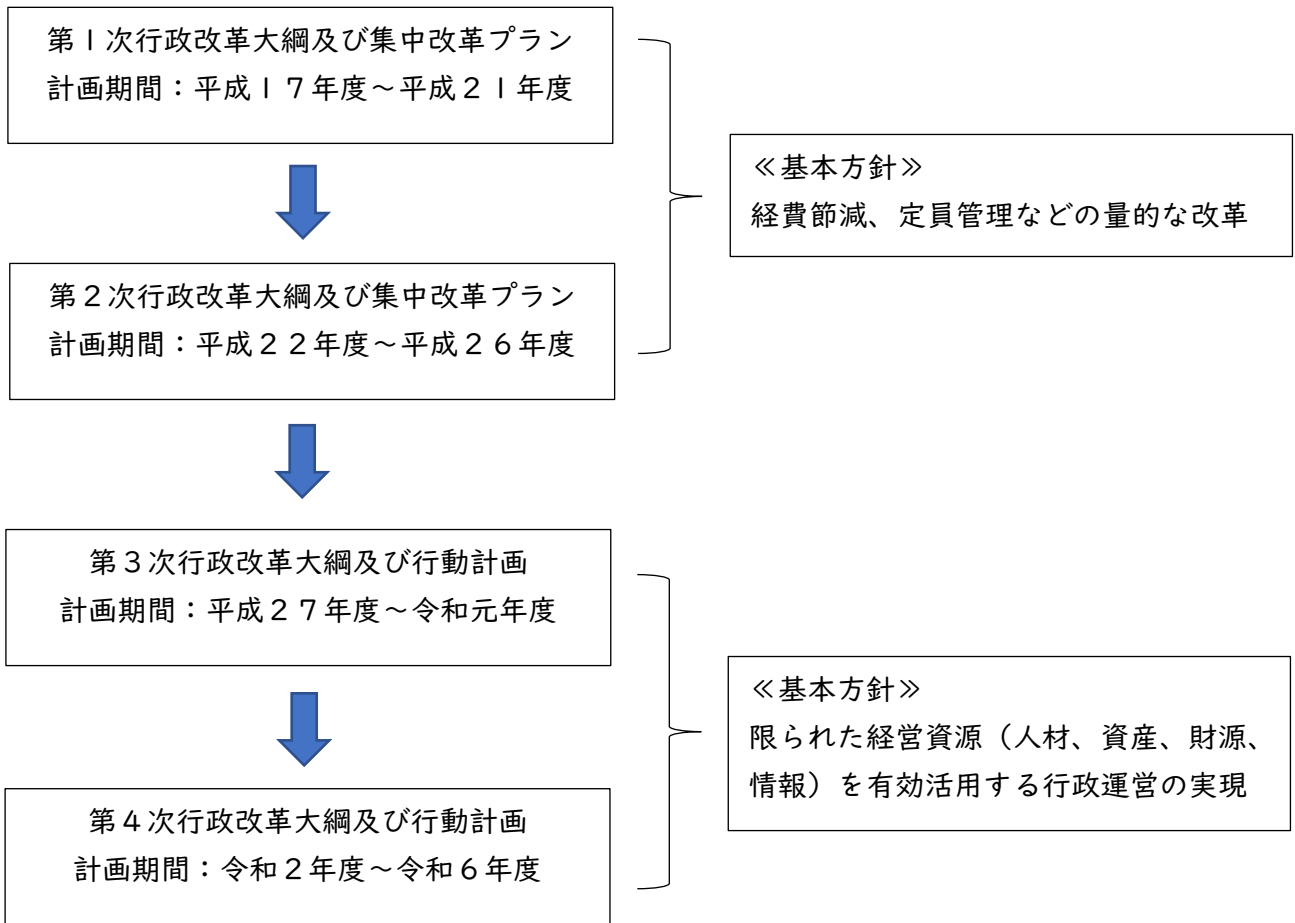
はじめに～行政改革大綱の背景と位置づけ

1 これまでの取組

本市では、平成17年2月の合併以降、2期10か年にわたる第1次・第2次行政改革大綱及び集中改革プランのもと、経費削減や定員管理の適正化等の改革に取り組んでまいりました。

その後、平成27年度からの2期10か年にわたる第3次・第4次行政改革大綱及び行動計画では、限られた経営資源を有効活用する行政運営に向けた方針に転換し、更なる市民の満足度の向上と持続可能な行財政運営の実現を目指してきたところです。

【参考：本市の行政改革大綱の策定状況】



2 取組の成果

第4次行政改革大綱（令和2年度～令和6年度）における取組を検証し、次の事項については、一定の成果を得ています。

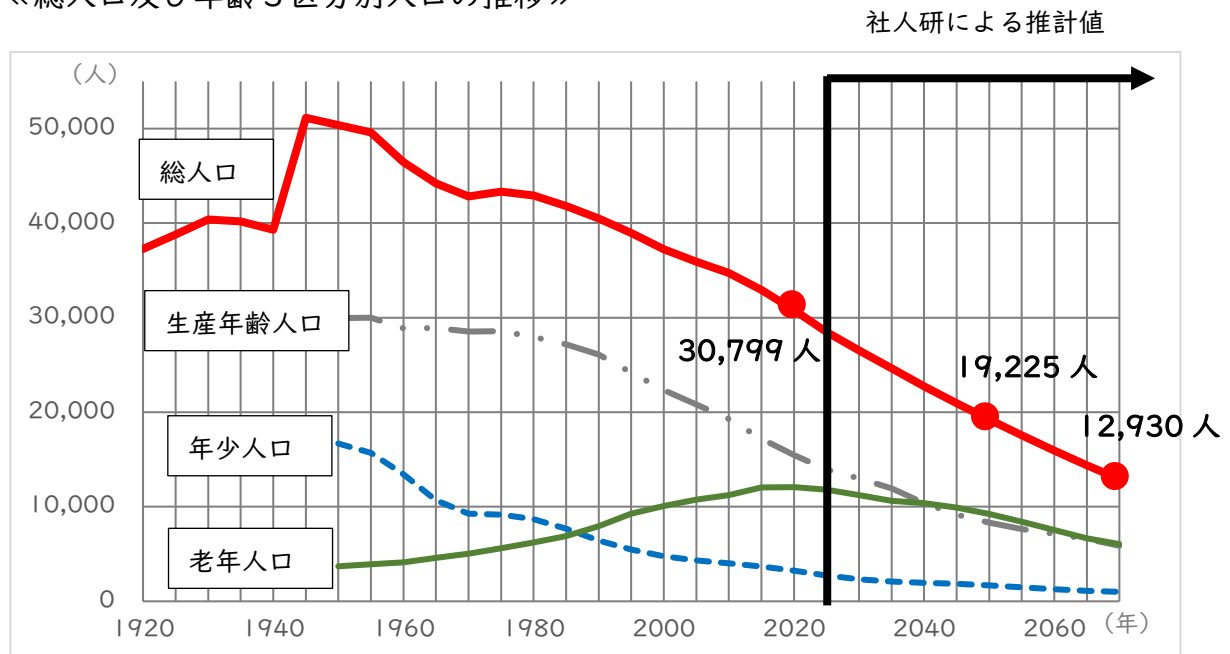
- 職員の有給休暇の取得や男性職員の育児休業の取得に対する環境が整備され、職員のワーク・ライフ・バランスの推進が図られています。
- 実質公債比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回っており、財政運営の健全性を維持しています。
- 収入増の取組として、柳井ウェルネスパークや翠が丘防災運動公園の命名権を導入しました。また、ふるさと納税については、ポータルサイトの活用と返礼品の充実を図り、ふるさと納税寄附金額は目標値を上回る額で推移しています。
- 安心・安全な水道の安定供給や施設維持管理の充実を図り、持続可能な水道事業の運営を図るため、広域化の検討を行い、令和7年4月より柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町の水道事業が柳井地域広域水道企業団へ移行されました。
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を適宜、改訂し、公共施設の適切な維持管理を図っています。
- 令和4年度に国のマイナポイント事業に併せ、マイナンバーカード普及促進給付金事業を実施し、マイナンバーカードの市民への普及率は大幅に伸びています。
- 広域連携は、柳井地区広域行政連絡協議会と広島広域都市圏協議会を中心に取り組んでおり、特に広島広域都市圏は構成市町が33市町（令和6年度末時点）となり、スケールメリットを生かした連携事業が拡大しています。
- 令和2年度からごみ収集業務の一部を民間委託し、効率的で質の良いサービスを提供しています。
- 令和5年度に市ホームページのトップページをリニューアルし、視認性向上の改善により、分かりやすい市政情報の発信を行っています。

3 本市を取り巻く主な社会経済情勢

本市の人口は、終戦直後の昭和22(1947)年に51,143人に達し、その後は減少しており、令和2年(2020)年には30,799人となり、ピーク時より39.8%の減少となっています。

令和7(2025)年以降の国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計によれば、今後、人口は急速に減少し、令和32(2050)年には約19,000人(令和2(2020)年から約39%減少)に、令和52(2070)年には約13,000人(令和2(2020)年と比べ約58%減少)になると推計されています。

《総人口及び年齢3区分別人口の推移》



生産年齢人口の減少は、労働市場における人材の供給を減少させることから、あらゆる産業分野で慢性的な人手不足が発生し、この傾向は今後も加速することが予測されます。

本市の財政は、歳入が伸び悩む中で、全世代にわたる社会保障の拡充や、公共施設の老朽化対策などの費用が増大し、これまでどおりの行政サービスの提供が難しくなっており、人口減少を踏まえた上での行財政運営の対応が求められます。

第2章

行政改革の基本方針

Ⅰ 基本的な考え方

本市を取り巻く人口減少や行財政環境の急速かつ大きな変化に対応するためには、これまでの行政改革大綱の考え方を継承しつつ、中長期の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、デジタル技術の活用や民間事業者・市民・団体との連携など、新しい技術・発想を積極的に取り入れながら、将来を見据えた計画的な行財政運営を行うことが求められています。本大綱では、行政改革の目指す3つの基本的な考え方を以下のとおり設定し、持続可能で柔軟かつ市民に身近な行政の実現を目指します。

- (1) 限られた経営資源（人材、資産、財源、情報）を有効活用した効率的かつ効果的な行政運営
- (2) 少子化・高齢化や人口減少から生じる課題に対応した行政運営
- (3) 市民と行政が協働して地域課題を解決する柔軟かつ多様な行政運営

2 計画期間

「第5次柳井市行政改革大綱」の計画期間は、以下のとおりとします。

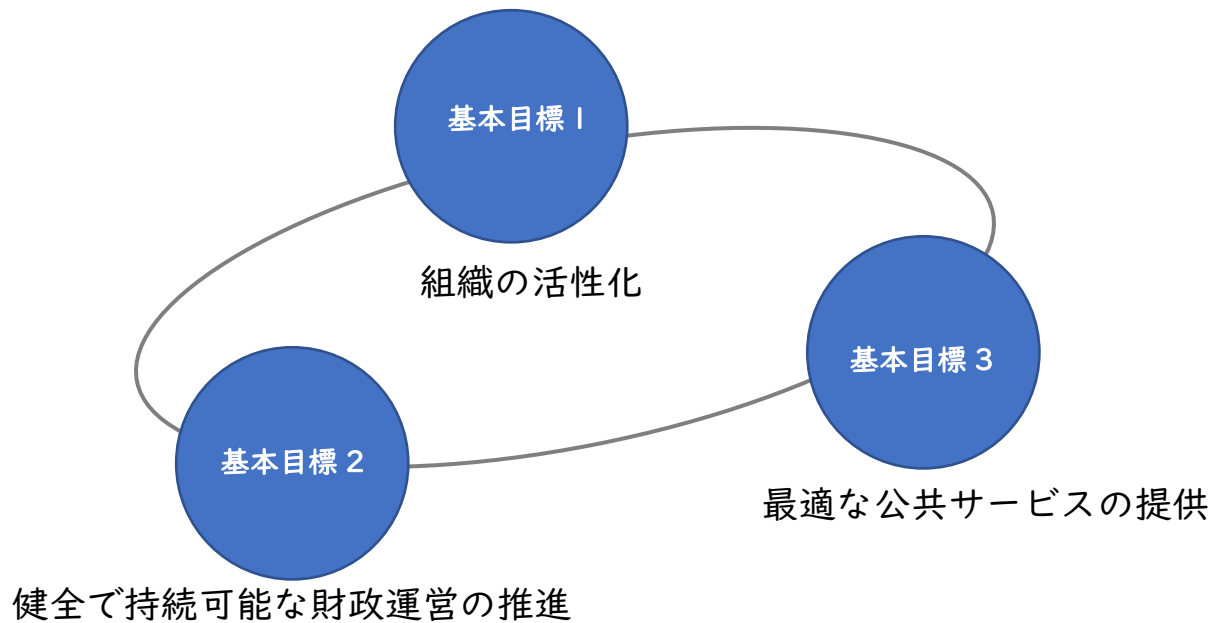
計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

なお、策定後においても、その後の財政状況や社会経済情勢の様々な変化等に伴う新たな行政ニーズに対応できるよう、必要に応じ、所要の見直しを行うこととします。

3 計画の基本理念と基本目標

「第5次柳井市行政改革大綱」では、本市を取り巻く現状と課題を踏まえ、第2次柳井市総合計画に掲げられたまちづくりの基本目標の一つである「これからの自治体経営～『市民の力』で支えあう『市民参加』のまちづくり～」における行財政運営の施策の推進を目指し、基本理念と3つの基本目標を次のとおり定めます。

基本理念 市民・団体との連携による新たな時代に対応した
持続可能な行政運営の実現



第3章

行政改革の基本目標

基本目標Ⅰ 組織の活性化

市民のニーズに対応し、的確な行政サービスを提供するため、職員的能力と意欲を最大限に引き出す適切な組織マネジメントに取り組み、組織力を高めます。

（１）柔軟で効率的な組織体制の構築

職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、社会経済情勢の様々な変化に柔軟に対応する組織づくりや、ワーク・ライフ・バランス^{※1}の推進により職員の働きやすい職場環境を目指します。

（２）人材育成の推進

多様化する行政課題に的確に対応するため、様々な研修を計画的に実施し、人材の育成を図ります。また、意欲を持って率先して行動し、課題解決にあたる職員を育成するため、職員提案制度の活用に努めます。

基本目標Ⅱ 健全で持続可能な財政運営の推進

将来にわたって持続可能な公共サービスを提供し続けるには、安定した財政基盤の確立が不可欠です。財政の健全性を維持、確保するとともに、限られた財源や資産を効率的に活用し、将来負担の軽減に努めます。

（１）財政基盤の確立

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4指標である健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）^{※2}を注視し、適正水準を保持するとともに、基金残高を一定程度確保し、財政の健全性を維持するとともに、新たな財源の確保を目指します。

（２）公共施設等のマネジメント

財源の確保と施設管理の効率化を図るため、ネーミングライツ^{※3}制度を活用した民間活力の導入や、利用実態を踏まえた未利用・低利用財産の適正な処分を進め、持続可能な施設マネジメントを実現します。

基本目標3 最適な公共サービスの提供

市民ニーズや地域課題の多様化に対応した、最適な公共サービスを提供するには、より効率的、効果的な行政運営と市民や民間事業者等とのさらなる連携強化が求められます。

また、行政手続のオンライン化など時間や場所にとらわれない公共サービスの提供を進め、市民の利便性の向上を図るとともに、職員の事務負担軽減に繋がります。

さらに市民との協働によるまちづくりを推進するため、市政情報の発信と市民ニーズの把握に努め、行政運営への市民の参画を促進します。

(1) 効率的な公共サービスの提供

施策・事業の評価や広域連携を推進し、限られた資源（人材、資産、財源、情報）を効率的に活用することで、最適な公共サービスの提供に努めます。

また、業務の推進を図る上で民間事業者等との協働や、公共施設の管理運用については、民間委託、指定管理者制度※4、PFI※5などの官民協働事業（PPP）※6の活用を図ります。

(2) 効果的な公共サービスの提供

ホームページ、SNS(Social Networking Service)などの情報媒体を有効活用し、分かりやすく効果的に情報発信し、市民との情報共有を図ります。

また、「柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民との連携によるまちづくりの仕組みを強化して、市民の行政への参画を促進するとともに、市民意識調査やワークショップ等を通じて市民ニーズの把握に努め、各種施策や事業へ市民意見を的確に反映するよう努めます。

第5次柳井市行政改革大綱 体系表

基本目標	基本項目	取組項目
1 組織の活性化	(1) 柔軟で効率的な組織体制の構築	組織体制の更新
		ワーク・ライフ・バランスの推進
	(2) 人材育成の推進	研修等による職員の育成
		職員による提案機会の確保
2 健全で持続可能な財政運営の推進	(1) 財政基盤の確立	財政健全化判断指標の健全性の維持
		基金の適正管理
		ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進
	(2) 公共施設等のマネジメント	有料広告制度、命名権（ネーミングライツ）の拡大
		公有財産等の適正管理と有効活用
3 最適な公共サービスの提供	(1) 効率的な公共サービスの提供	施策・事業の評価
		広域連携の推進
		官民連携の促進
	(2) 効果的な公共サービスの提供	デジタル技術の活用
		市政情報の積極的な発信
		市民参画の推進

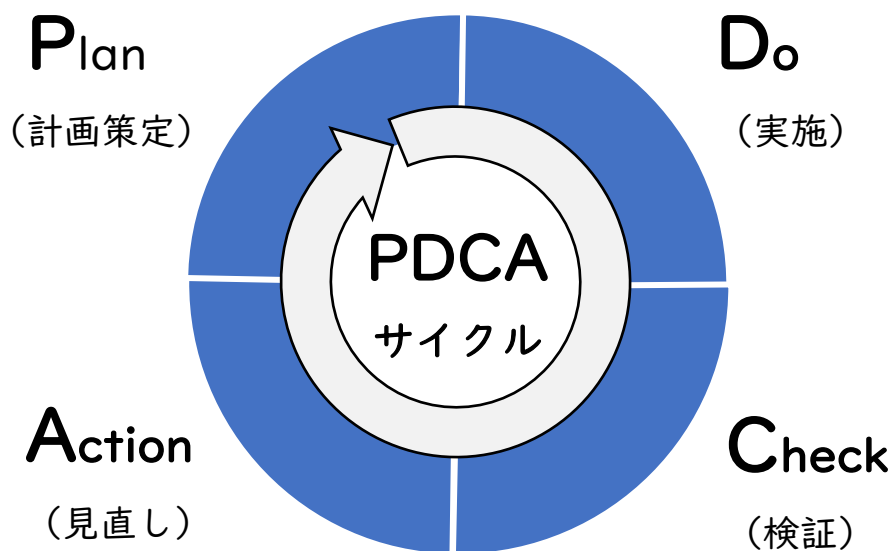
第4章

行政改革の進め方

計画期間の令和11年度までに取り組む基本的な項目は、「第5次柳井市行政改革大綱行動計画」として取りまとめ、毎年度、具体的な取組内容の進捗状況や成果を検証し、進行管理を行うことで、大綱に基づく取組を着実に推進します。

取組に当たっては、PDCAサイクルを確立し、市民と行政が連携して行政改革を推進できる体制を整えます。

なお、取組結果は、市議会や市民に公表するとともに、柳井市行政改革推進委員会※7での審議結果を踏まえ予算に反映するなど、随時取組の見直しを行います。



補 足

参考資料

※1 **ワーク・ライフ・バランス** (work-life balance)

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。仕事と生活の調和。

※2 **健全化判断比率**

財政健全化法の施行を受け、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた将来負担等に係る4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を公表している。この何れかの比率において早期健全化基準値を超えた場合、財政健全化団体として、起債の制限などの自主的・計画的な財政の健全化が求められることとなる。

- ▷ 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

（本市の令和5年度実質赤字額なし。早期健全化基準13.33%）

- ▷ 連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、公営企業会計等も含めた全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

（本市の令和5年度連結実質赤字額なし。早期健全化基準18.33%）

- ▷ 実質公債費比率とは、借入金の返済額の程度を指標化したもので、一般会計等が負担する、全会計及び一部事務組合等の元利償還金等の標準財政規模に対する比率。

（本市の令和5年度数値は8.5%。早期健全化基準25.0%）

- ▷ 将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したもので、一般会計が将来負担すべき、全会計、一部事務組合等、地方公社及び第三セクターを含めた実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

（本市の令和5年度は39.3%。早期健全化基準350.0%）

※3 **命名権（ネーミングライツ naming rights）**

公共施設等に名称を付与する権利。条例等で定めた正式名称ではないものの、一般的な愛称として広く活用。本市では、5施設に設定（令和7年3月現在）。

※4 **指定管理者制度**

地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業者を含む法人等に委託することができる制度。民間等のノウハウを導入することで効率化を目指すもの。本市では、17施設について指定管理者を定め、管理・運営を行っている。（令和7年3月現在）

※5 官民協働事業（PPP）（Public Private Partnership）

官と民が連携して公共サービスの提供を行う枠組み。この中には、PFI、指定管理者制度、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

※6 PFI（Private Finance Initiative）

PPPの代表的な手法の一つ。公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。導入により、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供を目指す。

※7 行政改革推進委員会

柳井市行政改革推進委員会設置条例に基づき、本市の行政改革について民間有識者等の意見を聴くため設置。民間団体からの推薦、学識経験者及び公募の10名により構成。

この冊子は、主にユニバーサルデザインフォント（UD デジタル教科書体 NP-R）を用いています。

第5次柳井市行政改革大綱

策定／令和7年（2025年） 月

編集・発行／柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

